

## 有意義な学校生活を送ろう

### 1. 生徒心得

- ①進んで挨拶をしましょう。
- ②無断欠席・遅刻・早退はしてはいけません。欠席の連絡は **13時30分** から **17時00分** の間にしてください。
- ③本校はノーチャイムです。早めの行動を心がけてください。
- ④登校から下校の間は外出をしてはいけません。やむを得ないときには担任に申し出て許可を得てください。
- ⑤遺失物・拾得物があったときは、生活指導部に届け出てください。
- ⑥学校の施設、備品を破損した場合には直ちに生活指導部に届け出てください。原則的には、弁済することになります。
- ⑦校内での掲示は、生活指導部の許可を得て所定の場所に行うことができます。ただし、基本的人権を損なうもの、営利を目的とするもの、著しく風紀を乱すものは許可されません。
- ⑧高校生としてふさわしい清潔で質素な、調和のとれた身だしなみを心がけてください。
- ⑨グラウンドはグラウンド履きを、体育館は体育館履きを使用してください。
- ⑩SNSによるトラブルを起こしてはいけません。互いの人格を尊重しあいましょう。

### 2. 通学について

#### 1) 自転車通学

##### (1) 手続き

- ①担任に申し出て、生活指導部に「自転車通学許可願」を提出します。
- ②許可を受け、渡される登録シールを通学用自転車に貼ります。
- ③自転車通学をやめる場合は届け出てください。

##### (2) 心得

- ①交通道德・法規を守り、安全に注意して乗車してください。
- ②登録した自転車を使用してください。(登録車以外は原則として禁止です)
- ③指定の場所に駐輪し、必ず施錠してください。
- ④長期間学校に駐輪はできません。駅等への駐輪もマナーを守ってください。
- ⑤ヘルメットを着用しましょう。

##### (3) 自転車通学許可の要件

- ①通学距離が近すぎたり、遠すぎたりする場合には許可しないこともあります。
- ②上記「(2) 心得」を守れないときには、許可を取り消すことがあります。
- ③「自転車損害賠償保険」に加入していないと自転車通学は許可されません。

2) オートバイ・自動車について

- ①オートバイ・自動車を自分で運転して登下校することは禁止しています。  
生徒同士や部外者との同乗もいけません。
- ②校外学習、大会や交流試合の参加、応援等、学校外での教育活動においても、①と同じで乗って行ってはいけません。